

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年12月12日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	金丸幸司君
	秋山照雄君		赤澤厚君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（9名）

議長	長谷部集君		加藤敬徳君
	横山洋介君		五味武彦君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	山本英俊君		内藤久歳君
	保坂芳子君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	輿石春樹君	総務部長	三井敏夫君
市民部長	望月映樹君	生活環境部長	小田切聡君
教育部長	三澤宏君	秘書政策課長	丸山英資君
企画財政課長	山田洋君	総務課長	石合雅史君
防災危機管理課長	長谷川秀明君	市民窓口課長	山岡広司君
税務課長	長田裕二君	収納課長	相川泰史君
市民活動支援課長	白神忠広君	教育総務課長	加藤文雄君

学校教育課長	内藤和彦君	総合政策係長	大木康君
財政係長	宮本裕君	管理係長	久保田浩君
契約係長	山田郁子君	防災減災係長	広瀬修君
消防防犯係長	樋川浩一君	届出窓口係長	山田久美君
証明窓口係長	二宮千栄君	市民税係長	金子智奈美君
資産税係長	丸茂貴幸君	収納管理係長	金子千恵君
市民生活係長	窪田美世君	施設係長	伊藤達郎君
教育指導係長	中村忠廣君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩下和也 書記 輿石文明
書記 中込美智子

審査内容

1 条例等審査

- 議案第62号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件（市民窓口課）
 議案第63号 甲斐市税条例の一部改正の件（収納課）
 議案第70号 指定管理者の指定の件（市民活動支援課）
 （神明温泉志麻の湯・百楽泉・釜無川レクリエーションセンター）
 議案第72号 指定管理者の指定の件（市民活動支援課）
 （甲斐市双葉共同福祉施設）
 議案第76号 敷島小学校大規模改修工事（2工区）請負変更契約締結の件
 （総務課・教育総務課）

2 補正予算審査

- 議案第65号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）
 （秘書政策課・企画財政課・総務課・防災危機管理課・税務課・市民活動支援課・教育総務課・学校教育課）
 歳出 2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費（総務課）
 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費（防災危機管理課）

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費（防災危機管理課）

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費（市民活動支援課）

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費（税務課）

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費（税務課）

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費（学校教育課）

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費（教育総務課）

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費（教育総務課）

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費（秘書政策課）

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費（企画財政課）

歳入 1款市税、14款国庫支出金、15款県支出金、17款寄附金、18款繰入金、

19款繰越金、20款諸収入、21款市債（税務課・企画財政課）

3 その他

開会 午前 9時24分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会につきましては、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行で議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、滝川委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 改めまして、おはようございます。

昨日は久しぶりの雨、山梨のほうも山際のほうは雪が降ったという報道がありましたけれども、おかげさまで甲斐市のほうは何ともなくてよかったなと思っております。

本日は、条例審査、また補正予算の審査等、たくさんありますので、どうか皆様におかれましては、慎重審議よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

○委員長（滝川美幸君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、1問1答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思っております。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

念のため人数を申し上げます。甲斐市民クラブ2名、創政甲斐クラブ2名、新政会1名、公明党1名、颯新クラブ1名、日本共産党甲斐市議団1名となります。

審査に入る前に、お諮りいたします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した

議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第62号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

山岡市民窓口課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、まず、定例市議会議案集の11ページ、お願いします。

あわせまして、定例市議会資料の1ページをお願いをしたいと思います。

それでは、まず、議案集の11ページをお願いします。

議案第62号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件について説明をいたします。

まず、改正の理由でございますが、コンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスの導入により、自動交付機における証明書の自動交付サービスを終了することに伴い、所要の改正をするものでございます。

施行日につきましては、附則で規定してありますとおり、平成31年1月1日とさせていただきます。

改正の内容につきましては、定例市議会資料の1ページの新旧対照表をお願いをしたいと思います。

1ページ、第14条、9のほうになりますけれども、専用端末装置による印鑑登録証明書の交付申請、この条文につきましては、専用端末装置、これがいわゆる自動交付機のことでありまして、その自動交付機から印鑑証明書の交付を受ける申請についての条文であるため、今回削除をさせていただくものでございます。

次に、第14条の2中の第13条を前条に改めまして、同条を第14条とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いをしたいと思います。

第15条、暗証番号の登録、第16条、暗証番号の変更及び第17条、暗証番号の廃止につきましては、自動交付機を使用するための暗証番号でありますので、この3条につきましても、今回削除とさせていただきます。

3ページ以降になりますけれども、こちらにつきましては、それぞれ条文を廃止したため

の条ずれということで、よろしくお願いをしたいと思います。

以上が、提案をしました条例の一部改正の内容でございます。

また、自動交付サービス終了に伴います関連規則の改正等につきましては、定例市議会資料の5ページより甲斐市印鑑条例施行規則、甲斐市行政組織規則及び甲斐市支所及び出張所設置条例施行規則、この3つにつきましては、一部を改正をさせていただくものでございます。

次に、甲斐市市民カードの交付等に関する規則及び甲斐市住民票等自動交付機の管理等に関する規則、この2規則につきましては、廃止とさせていただくものでございますので、あわせてご確認をお願いをしたいと思います。

以上となります。よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この印鑑証明は、年間どのくらい実際に交付しているのか、それのどのくらいがこのコンビニになるのか、参考に。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 今年度10月までになりますけれども、印鑑証明につきましては全部で1万3,938通で、自動交付機からになりますと7,360通になります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） それで、今度コンビニ交付は大体どのくらいを推定していますか。ざっとで結構です。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） コンビニ交付につきましては、10月現在で372件が全体の数字となります、本年度10月。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質問ありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 何か今、今年度372という課長のほうから報告があったんですけども、この前一応説明を受けたときも、なかなかお年寄り等コンビニって、こういった機械を使うとなかなかふなれなところがあって、そこら辺がちょっとごたごたするというのも危惧したんですけども、今のところ、そういった問題はないですか。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 今のところございません。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひ、この前も言ったじゃないけれども、コンビニのほうにその辺はうまく連携をとりながら、余りそこら辺で大変市民に迷惑をかけてもね、せっかく使い勝手がいいものでも、機械がなかなかわからなくてかえって迷惑するということがないように、十分その辺気をつけてやっていただきたいと、これ要望で結構ですが、お願いします。

○委員長（滝川美幸君） ほかにありますか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません。資料の18ページの、甲斐市市民カードの交付等に関する規則を廃止する規定のことなのですが、この規定の内容がちょっとわからないんですけども、これは市民カードを発行することについての規定なのか、それとも、カードでいろいろな印鑑証明とか住民票を出すというための規則なのか、これ、どういった内容ですか。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） この規則につきましては、住民票の写し、所得証明書及び市民税課税証明書の自動交付機に係る市民カードに関する事項を定めるものということで、このカードにより自動交付機からそれぞれの証明書を出せるための規則となっております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員、ありますか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、議案第62号の質疑を終了いたします。

これより、議案第62号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第62号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

議案第63号 甲斐市税条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

相川収納課長。

○収納課長（相川泰史君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第63号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして、ご説明させていただきます。

議案集の13ページと議会資料の20ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、固定資産税の前納報奨金を廃止するもので、固定資産税と他税目の徴収における公平性の確保並びに現在の社会情勢に鑑み、所要の改正をお願いするものでございます。

10月の総務教育常任委員会の際にも説明させていただきましたが、この前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況のもとで、市町村の財政基盤の強化のため、税収の早期確保や納税意識の向上等を目的に、昭和25年の地方税法の施行時に創設され、全国の自治体において導入されました。

本市におきましても、合併以降もこの制度を継続していましたが、平成23年度に市県民税については廃止し、固定資産税につきましては、交付率を2分の1に引き下げたところがございます。

今回、この固定資産税の前納報奨金の廃止についてご提案させていただくもので、その主な理由につきましては、一括納付する資力のない納税者にとりましては、本制度の恩恵がなく、納税の公平性に欠けてしまうこと、また、日本経済の発展に伴い、金融機関の増加による窓口納税、口座振替やコンビニ収納等の普及に伴う納税環境の変化もあり、納税の便宜が図られたことで納税者の納税意識も高まり、導入時の所期の目的は達成されたこと、また、第3次行政改革大綱の取り組み項目になっていることなどの理由により、条例の一部改正を提案させていただくものでございます。

議会資料の20ページをお願いいたします。

新旧対照表により改正内容を説明させていただきます。

右側の旧の欄の第70条第2項の部分をごらん願います。

この内容につきましては、固定資産税の最初の納期に全ての納期の税金を納付した場合は、納期前に納付した税額の100分の0.5に納期前に係る月数をかけた金額を、報奨金として交付するという内容でございます。

今回の改正案につきましては、この第2項を削除し、前納報奨金制度を廃止するものでございます。

なお、第70条第1項、上段にありますところでございますが、前納報奨金制度がなくなっても、全期前納一括のほうにつきましては、これまでどおりできることとなります。

なお、施行日につきましては、平成32年4月1日、再来年からとなります。

以上、今回の改正についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願います。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 報奨金は、実際、最新のほうで幾らくらい出していたか、参考に。

○委員長（滝川美幸君） 相川課長。

○収納課長（相川泰史君） 本年度、平成30年度の交付額でございますが、4,363万3,400円

になります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質問ありますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 提案理由に、公平性の確保とありますけれども、公平性の確保とはどういう意味ですか。

○委員長（滝川美幸君） 相川課長。

○収納課長（相川泰史君） 公平性の点でございますが、やはり同じ固定資産税を納めるに当たっても、期別で納める方については当然報奨金はつかないわけです。資力のある方については、報奨金があるということで納税するという形で、同じ固定資産税を払うにも、やはりそこで報奨金、要は減額されて払う方、それから満額払う方、そこで公平性が保てない。同じ税金を払うのに公平性が保てないということと、もう一点、他の税務法についても報奨金がないわけでございますが、固定資産税だけあるというところでの公平性の確保という点でございます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） これは、市民にとっては有利な制度ですよね。そういう100分の0.5ですか、そういうことで市民にとっては有利なもので、公平性を判断する必要はないと思いますけれども、それが一つと、あとまた、公平性というのは市のほうで勝手に解釈をしている問題で、これ、かえって住民のほうから不公平があるなんて声が出ているんですかね。それと、これを廃止したら、住民から大きな反発とか不満が物すごく出るような気がするんですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（滝川美幸君） 相川課長。

○収納課長（相川泰史君） 確かに小浦委員のおっしゃるとおり、住民、納税者にとってはいい制度でございます。ただ、この制度の導入の目的です。先ほども説明させていただきましたように、まず、納税意識の向上という点が第一でございます。導入から、もうすぐ70年ぐらい経過した中で、収納率も当然、納税意識の向上の中で年々上がっております。やはりその点がまず、目的を達成できたという形の中で、いろいろな補助金等もございますが、これも一つの補助金みたいなものでございますが、目的が達成されたということでやはり県内市町村初め、全国的にもこの制度については廃止傾向にあるという形の中で、先ほど言いま

したとおり、行政改革大綱の取り組みにもなっている中で、今回ご提案をさせていただくものでございます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 戦後60年とか70年とか続いてきたということは、それだけ長くやってきた制度ですから、今ここでもってどうして見直しして廃止しちゃう必要があるのかどうかということは、ちょっと疑問に思うし、また来年からは消費税も上がることだし、住民にとってはこういういい制度がなくなってしまうということは、本当に残念ですけれども、本当に必ず、これが意識の向上が目的が達成されたといっても、これを、今まで前納報奨金の制度があったから納税意識がある程度上がっていたんですけれども、この制度が廃止されれば、それに対する反発とか不満というのは相当出てきて、そして滞納につながるんじゃないかと思えますけれども。

だから、皆さんは収納課ですから、収納課の人は、滞納はできるだけ少なくするのが仕事ですから、そのためにも、この制度を残しておいたほうがいいんじゃないですか。私、そう思いますけれども。

○委員長（滝川美幸君） 相川課長。

○収納課長（相川泰史君） 確かに小浦委員のご心配の点もあると思います。特に私どもは収納課ですので、収納率という点で数字で判断されますので、ただ私どもも近隣、最近この制度を廃止しました富士吉田市が平成29年度廃止しました。それから、甲州市も平成27年度に廃止したんですが、やはりその収納率をお聞きしたところによると、翌年度以降、当該年度それから翌年度の収納率を見ましても、その前年度を上回っているような状況がございます。やはりこれは、繰り返しになりますけれども、納税意識の向上という形の中で、その点につきましては、これまで早期納税、前納いただいた方々にはご理解をいただきながら、引き続き納税のほうをお願いしていくというような考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 前にちょっと聞きましたら、何か法人ではたくさん納めているところでは7,600万とか6,500万とか、そういう大変な金額を納めている法人もありますし、そういう法人に対する、甲斐市に残ってほしいとか、甲斐市ではこういういい制度があるからぜ

ひとも事業を甲斐市でもってやってほしいということも、多少はアピールできると思いますけれども、法人がたくさん5,000万とか6,000万とかと納めてくれる法人もたくさんあるし、そういう法人に対しても、こういう制度をなくしてしまうということは、マイナスの面が大きく出てくると思うし、また個人でも、前に聞いたら、何か個人とか法人を合わせるともう100万円以上の納税義務者は370件もあるということですから、そういう人たちもこの制度を廃止しちゃうと、非常に大きな影響があると思うんですけれども、こういう制度はぜひとも残してもらいたいと思うんですけれども、これは部長、どうですか。

○委員長（滝川美幸君） 望月市民部長。

○市民部長（望月映樹君） お答えさせていただきます。

小浦委員さんのご意見はご理解はできるんですけれども、この納税関係なんですけれども、数年前に給与所得の特別徴収についても、やはり特別徴収、普通徴収で恩恵を受けないというようなことで廃止をされております。

それから、先ほども言いましたけれども、23年には一度、各近隣の市が見直しをしている中で、0.5に、一応残そうということで対応を一回はしております。

近隣でも甲府あたりは、もう17年度から、それから韮崎も19年度ということで、甲斐市についてはよくここまで、何といたしますか、判断をして残してきたということだと思っておりますけれども、委員さんの意見、十分わかるんですけれども、今回さまざまなことを総合的に判断して廃止をさせていただきたいと。

それから、法人の関係なんですけれども、これは制度、先ほど課長も言ったんですが、初期の納税の向上ということで始まった制度で、企業誘致というような、企業支援というものではございませんので、その辺は切り離して考えていただければと思います。その辺については、また産業支援といたしますか、地域振興の部分については別途考える内容だと思っておりますので、ぜひその辺はご理解をいただきたいとします。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） いろいろ質問させてもらったんですけれども、やはり当局側では今までの各担当の課長とか部長においては、ずっとそれを継続してこられたんですけれども、ここでもってこういうことを改正しちゃうということは、本当に市民にとっては本当に大きなマイナスになるということですから、私は納得できないけれども、まあ、わかりました。

これ以上話ししても前へ進まないから、この辺で終わります。

○委員長（滝川美幸君） 望月部長。

○市民部長（望月映樹君） 小浦委員さんのほうに一点なんですけれども、ここに来て急にと
いうことではなくて、一応2年ぐらい前から議会のほうにも、行政改革の計画ということで
お示しをさせていただいておりまして、昨年度は制度の内容について見直しを行い、検討を
行いますという内容をご説明をさせていただきました。

それから、今年度については、30年度は見直しを行いますということで、順次議員さん
のほうにもお示しをして、説明してきたつもりでありますので、大変申しわけないんですが、
ご理解をいただければと思います。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） ほかに委員より質疑ありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、小浦委員のいろんな意見も、あれはごもつともだと思し、理解
もするんですけれども、一番心配するのは、さっきも言ったように市民からいろんな混乱が
起きないように、何でこういうのがなくなったかと、きちっと説明をすること。何の事業も
そうなんだけれども、我々は理解してもなかなか市民がやっぱり理解するのは難しい面もあ
るんで、今後そういった面はあと1年以上あるわけだから、周知徹底してこの辺を理解して
もらうように努力をしていただきたい。その辺の対応とかその辺について、どんなことを考
えますか。ちょっと教えてください。

○委員長（滝川美幸君） 相川課長。

○収納課長（相川泰史君） 納税者の方への周知という形ですが、当然広報、あるいはホーム
ページ、それから施行が平成32年度になりますので、平成31年度、来年5月の納税通知書
にお知らせの通知文を入れて、やはり口座振替の方、前納報奨金、一括納付の方で、今度は
報奨金がなくなったから期別にかえるという方もいらっしゃると思いますんで、その方だけ
はどうしても手続をしていただかなきゃなりませんので、約1年間の猶予がありますんで、
その辺も周知した周知文を入れて、引き続き納税者の方にはご理解をいただきたいと思っ
ております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかになければ、これで委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今、具体的に前納報奨金の支出のほうで4,000万ということがあるわけですけども、このことについては、一応出すお金がほかに使えるという形になると思うんですよね。だから、そういった部分で、今後いろいろな施策の中で、行政の見える化じゃないですけども、そこで減額した分をどんな形でどう使うかということも、やっぱり伝えていくことが理解を求める一つの方策かなと思っているんですよ。

だからその辺について、どういうふうに関今後考えていくのか、その辺のところを聞きたいです。

○委員長（滝川美幸君） 相川課長。

○収納課長（相川泰史君） 廃止に伴って約4,300万円強の一般財源が歳出削減になるわけですが、具体的には平成32年度の、再来年の予算編成のときになります。前納報奨金につきましては、特定財源ではなく一般財源になりますので、その財源がどこにという具体的なものは非常に見にくいと思います。それはまた平成32年度の予算編成の中で、ご協議になると思います。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今ちょっと予算書とか決算書がないからあれなんだけれども、この前納報奨金が、いわゆる全固定資産税のうちの何%に当たるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 相川課長。

○収納課長（相川泰史君） 調定に対する割合という形でよろしいですか。それとも利用率になりますか、利用率という形ですか。

〔「いや、金額ので」と呼ぶ者あり〕

○収納課長（相川泰史君） 調定額ですね、平成30年の調定額が、4月当初課税の現在額ですが、35億5,578万3,600円の調定になります。これにつきまして納付額でございますが、これを前納報奨金を含めた額で、まずお話をさせていただきます。前納報奨金を含めた額で納めた額で言いますと23億9,621万9,300円、これから前納報奨金を引いた実納付額で言いますと23億5,638万8,800円。調定に対する、もとの調定に対する割合で言いますと、67.39%の納付があったという形になります。

〔発言する者あり〕

○収納課長（相川泰史君） 申しわけありません。約12%になります。

〔発言する者あり〕

○収納課長（相川泰史君） 調定に対する、ですよね。

〔発言する者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 相川課長。

○収納課長（相川泰史君） すみません、訂正させていただきます。

約1.2%ですね、すみません、失礼しました。

○委員長（滝川美幸君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） その中で、最大の大口の金額はお幾らぐらいですか。

○委員長（滝川美幸君） 相川課長。

○収納課長（相川泰史君） 平成30年度実績に伴いますと、前納報奨金の一番多い交付額だ
と思いますが、123万7,200円になります。

○議員（斉藤芳夫君） ありがとう。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

○議員（斉藤芳夫君） はい。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 僕もこれ一番最初、前回委員会の傍聴で聞いたときに、ちょっとあれ
あれとは思ったんですが、相川課長ともお話しさせていただいて、ある一定の理解はできる
かなと思っております。

先ほど小浦委員も内藤議員もお話ししていましたが、やはりこれだけ4,300万上が
ってきたということで、今後やはり中小企業が、消費税上がったりと、甲斐市でいえば水道
料金が上がってくるとか、いろいろ負担が上がってくるわけですから、平成32年の一般財
源でという話なんです、そういった中小企業、担当はちょっと違うかもしれませんが、中
小企業を支援するような対策に、ぜひ担当部署と検討していただきたいなと思うんですが、
一言だけお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 望月部長。

○市民部長（望月映樹君） お答えさせていただきます。

今の横山議員さんのご協議につきまして、また担当の部局のほうとも協議をしたいと思っ
ております。よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

そのほか……

〔発言する者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 委員会を継続しておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに傍聴議員、質問ありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、議案第63号の質疑を終了いたします。

これより、議案第63号 甲斐市税条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

それでは、これより、議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第63号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

議案第70号 指定管理者の指定の件及び議案第72号 指定管理者の指定の件を一括して議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

白神市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 市民活動支援課から、議案第70号並びに議案第72号の指定管理者指定の件についてご説明をいたします。

まず、議案書49ページ、議案第70号をごらんください。

地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市民温泉条例第3条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものであります。

1の公の施設の名称及び位置につきましては、神明温泉志麻の湯、甲斐市島上条3123番地、百楽泉、甲斐市宇津谷1715番地1及び釜無川レクリエーションセンター、甲斐市西八幡4268番地6であります。

2の指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名につきましては、山梨県甲府市飯田三丁目2番34号、山梨交通株式会社、代表取締役社長、雨宮正英氏であります。

3の指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日の3年間でございます。

議案の提案理由につきましては、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある、これが、議案の提出する理由であります。

続きまして、議案書53ページ、議案第72号をごらんください。

こちらにつきましては、百楽泉に併設いたします共同福祉施設の関係になります。

百楽泉と双葉共同福祉施設は一体の施設ではありますが、それぞれ設置目的が異なるため、条例につきましても、百楽泉は甲斐市民温泉条例、双葉共同福祉施設につきましては甲斐市双葉共同福祉施設条例で定めております。したがって、指定管理者の指定につきましても、それぞれに行うものでございます。

なお、指定管理料につきましては、一体的に管理運営を行うため、百楽泉の指定管理料に含めております。

それでは、議案の説明になりますが、地方自治法の244条の2第3項及び甲斐市双葉共同福祉施設条例第3条の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものであります。

1の公の施設の名称及び位置につきましては、甲斐市双葉共同福祉施設、甲斐市宇津谷1715番地2。

2の指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名につきましては、先ほどと同じく山梨県甲府市飯田三丁目2番34号、山梨交通株式会社、代表取締役社長、雨宮正英氏

で、3の指定管理期間につきましても、平成31年4月1日から34年3月31日までの3年間でございます。

議案の提案理由につきましては、同じく地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由であります。

続きまして、議会資料の24、25ページをお願いいたします。

甲斐市民温泉及び甲斐市共同福祉施設の指定管理者の指定に関する経過報告について、ご説明をいたします。

1の対象施設につきましては、甲斐市民温泉3施設と百楽泉に併設いたします甲斐市双葉共同福祉施設の4施設でございます。

2の公募または非公募につきましては、甲斐市民温泉3施設と甲斐市双葉共同福祉施設について、一括公募をいたしました。

3の指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

4の募集及び審査の経過でございますが、平成30年9月3日から9月28日の期間で公募をいたしましたところ、応募が1団体ございました。10月9日に一次審査として書類審査、続いて10月18日に二次審査といたしまして、財務分析、プレゼンテーション、ヒアリング等を行い、同日に最終審査を実施し、11月1日に指定管理候補者に決定通知を送付いたしました。

25ページをお願いいたします。

5の仮協定書の締結であります。12月の定例会において指定管理者の指定について議決されるまでの間となりますが、仮協定書を11月8日付で締結をしております。

飛びまして、7の基本協定書の締結につきましては、本定例会において議決後、甲斐市民温泉3施設等の管理に関する基本協定書を締結し、その後、当初予算議決前であることから、年度の仮協定を締結し、当初予算成立後に年度協定の締結へと進める予定でございます。

それから、同じ資料の26ページ、27ページにつきましては、基本協定の構成を掲載させていただきました。

26ページをお願いいたします。

甲斐市民温泉の管理に関する基本協定書の基本的事項を説明させていただきます。

1の公の施設の名称及び位置、2の指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏

名、3の指定期間につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

4、指定管理者が行う管理業務の範囲につきましては、利用許可に関する業務、それから利用料金の徴収業務、維持管理にかかわる業務でございます。そのほかに、市または指定管理者が必要と認める業務につきましては、両者で打ち合わせをして実施していきたいと考えております。

5、管理施設の改修費用等ではありますが、原則といたしましては、市がその必要性を判断したものについて、両者協議の上で実施するということになっております。また、修繕費につきましては、1件につき50万円未満のものにつきましては、指定管理者の費用と責任において実施することとしております。

6、情報管理につきましては、個人情報の保護に関する法律、市の個人情報保護条例及び情報公開条例の規定に準拠することとしております。

27ページをお願いいたします。

7の備品等の取り扱いにつきましては、備えつけの備品や現在備品台帳に掲載されている備品を1種の備品といたしまして、この1件50万円未満の修繕につきましては、指定管理者の費用と責任において実施することとしております。また、これらの更新、それから新規購入につきましては、市が主たる責任を負うこととしております。

8の業務実施に係る市の確認事項でありますけれども、指定管理者は毎年度、市が指定する期日までに事業計画書、また年度終了後60日以内に事業報告書を提出することとなっております。事業報告書の提出に当たりましては、業務の実施状況、管理施設の利用状況、利用収入の実績や収支状況、それから実施事業の実施状況を記載して提出することとなっております。

9、指定管理料の支払いではありますが、業務の対価として、指定管理者に市が支払いをするものでありまして、指定管理料につきましては、年度協定により定めるところにより支払うものでございます。

10、利用料金収入の取り扱いでございますが、利用料金につきましては、指定管理者の収入として収受することとなっております。

11、違約金についてでございますけれども、基本協定締結後、指定開始日までに辞退または正当な理由なく業務を実施しないときは、事業年度の指定管理料総額の10%に相当する額を、違約金として市に支払うものでございます。

それから、28ページ、29ページ、こちらにつきましては、甲斐市双葉共同福祉施設の管

理に関する基本協定書の基本的事項でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました甲斐市民温泉の内容と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、30ページでございますが、指定管理者の年度協定書の項目と甲斐市民温泉の年度協定書の基本的事項を掲載させていただいております。こちらにつきましては、指定管理者の年度協定の目的、それから31年度の業務内容を定めるとともに、31年度の指定管理料については支払い期ごとの金額を定め支払うこととなっております。

31ページにつきましては、双葉共同福祉施設の年度協定書の基本的事項を記載させていただいております。

以上、指定管理者の指定の件につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

議案第70号及び議案第72号、一括で質疑を受けます。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今指定管理者の説明を受けたわけですが、31年度から3年間、34年までということですね。一時、この温泉に対する継続か継続しないかというような議論があったと思うんですけれども、これですと、3年間はもう継続してやっていくんだということですが、その後の市の方針というか、今どんなような感じになっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 今、市民活動支援課が所管してございまして、そこで各課を横断する中での検討会というのを、一昨年から進めております。ただ、その中で、やはり簡単に結論が出ないということの中で、例えば福祉施設との関連性、あるいは井戸のほかの利用方法等を検討しているところではございますが、そのバイオマスの廃熱利用等の関係との、いろんな条件がございまして、結論はまだ出ていないところでございます。

それによりまして、もう3年間指定管理を期間を延長して、その間に方向性を決定して、そこに合わせて計画を立てていくというような予定になっております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） わかりましたけれども、検討しているんだということなんですけれ

ども、その検討する中で、市民の声というか、その辺を収集するというか、どんな感じで市民の声は捉えているというか、聞いているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） まず、指定管理者である山梨交通さんが、利用者に対するアンケート調査を毎年行っています。市としましては、一昨年と今年度、温泉利用者ではなく庁舎に来庁された方を対象にアンケートをとりまして、今年度は3庁舎で500名ほどアンケートをとって、それを集計して、また検討の内容につけ加えて、上のほうへ報告をするというような予定になっております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、有泉委員の質疑とちょっと重なるところがあるんですけども、基本的に、今3年間ということだよ。今後は検討するということで、3年たって検討すればもう間に合わないと思うんだね。おおむね、大体で、31年度中にはある程度方向性をつくるとかしないと、1年でそれが対応がすぐできないと思うんだけど、基本的にこの先のこの事業に対するあれは、おおむね、来年度中なのかな。余り向こうへいっちゃうと、1年たってできない、対応が。その辺はどうなの。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） すみません、説明がちょっと足りなかったんですけども、検討の内容をまた上部の検討機関のほうへ送る予定ではいるんですけども、やはりこの検討の中で、先ほど赤澤委員のほうからおっしゃられたとおり、31年度中にはある程度方向性は出していかないと、その後の周知期間であったり、計画期間等があるので、やはり31年度中の早いうちにとということで、今、予定をしているところであります。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） その中で、先ほど意見もあったんだけど、やっぱり市民の声とか、山梨交通もアンケートとったとかいろいろ言っているんだけど、よく話を聞くと、市民の全体からすると、利用者が少ないと、よく言うんだよね。行政のほうで。だけれども、あれはある程度最初、福祉の目的で、高齢者とかある程度体に障がいがある方とか、そういう方を目的に、最初はね、あれはもう20年くらい前かな。30年かな。

あれは1億創生のときのほとんど市町村で、1億創生事業の中のお金を使ってほとんどボーリングした経緯がある、ほとんどの市町村が。そうすると、基本的にそのときの目的はそういう目的であって、もう時代が変わったからそういうものは無視だと。そうじゃなくて、お金がかかるからやめると。そういう考えじゃなく、特に今から高齢化社会を迎えるときに向かって、高齢者があいった場を使って、憩いの場として健康で長生きできるということを考えると、ある程度予算はやむを得ないのかなと思うんだけど、その辺のところも十分考慮していく必要があると思うんだけど、それはどうなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） やはり建設当初とは、先ほど委員さんがおっしゃったように、社会情勢等も変わっております。ただ、それが今、現況利用者は大分減っているというのは実情ではありますが、やはりその辺の利用アンケートあるいは周辺の状況等も勘案する中で、当然方向性は決めていくべきだとは理解をしておるところでございます。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひその辺を、僕もたまに利用させてもらって、松井議員なんかもよく利用して行くんだけど、結構お年寄りが、これはお風呂がなくなっちゃ困ると。特に我々は敷島だから近いんだけど、敷島の場合、民間の温泉がないんだよね。もうあそこしか。竜王は結構民間のお風呂があって、双葉も何かあるんだけど。これがなくなっちゃうこともあれだし、本当にお風呂の楽しみがなくなっちゃうし、本当に困るよということ、結構耳にするんだよね。だから、そういったもの、住民のそういった、特にお年寄りとかそういう人たちの憩いの場ということを考慮した中で、今後十分存続に対しては考慮してもらって、考えてもらえばありがたいと思うんだけど、その辺のところは、部長、どうですか。

○委員長（滝川美幸君） 小田切部長。

○生活環境部長（小田切 聡君） お答えいたします。

赤澤委員より意見等いただいております。

当然、当初の目的、温泉は市民の健康増進を図ることが目的だった、そこが当然重々私どもも尊重しているところであります。

しかしながら、反面、利用者等もだんだん減少化になるということで、議員の皆さんもぜひまた積極的に利用していただきまして、またアンケート等の調査結果に基づきまして、うちのほうとしましても方針等を決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員からありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この件は今までも質問なんかもしていますので、私はいろんな利用者の声を聞いていますので、できるだけ存続はさせる方向で努力はしていただきたいと思えます。

それで、ちょっと気になっているのが二、三あるんですが、一つ、この温泉の湯量その他が特に変化はないのか、ちょっと伺います。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） くみ上げる湯量についての異常等の報告は受けておりません。しかし、井戸のポンプあるいは配管等の老朽化がありますので、漏水はやはり起きているというところで、一昨年度、志麻の湯と百楽泉については大規模な修理を行ったところがあります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 温泉だけでなく、スポーツ的なものとかいろんなものと、こう関連して使えないかなという、そういう施設もあるわけですね。そういった点も検討していただいたり、検討の中に入れてもらえたらと思います。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 要望でよろしいんでしょうか。

それでは、要望ということですので。

以上でよろしいでしょうか。

それでは、委員の質疑が終わりましたので、なければ、これで委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を行います。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 指定管理でこれまでの実績もありますので、本当にお任せして大丈夫なところだろうとは思いますが、やっぱり市との連携ということで、いい話はすぐ入

ってくるでしょうけれども、ちょっとした事故までつながらなくても、ちょっとあれはどうかかなというようなことというのは、利用者なんかもこっちに入ってきたりするわけですよね。そういったものが市のほうに入っていないとしたら、ちょっとやっぱり心配かなということ、ちらっと感じてしまうということもあるので、やっぱりあの連携というのはどのぐらいあれしているのでしょうか。毎日ちゃんと報告とか、毎月とか、それから細かい、事故まで至らないけれどもこういうことがあったとか、そういった報告まできちっと市のほうに入っているのでしょうか、お伺いします。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 保坂議員さんに今ご指摘をいただいた件については、1件ちょっとそういう連絡が滞っていたという件がございました。ただ、それ以外にやはり、どうですかね、月に二、三件は、転倒であったり、そういう事故が起こっております。それにつきましては、当然指定管理の温泉施設の職員が、本社である山梨交通と同時に、市民活動支援課のほうに連絡のファクシミリを入れるような形、あるいは救急車をたしか呼んだ等については、そのてんまつまでつけての報告をお願いしまして、それは必ずすぐにということで徹底をしているところでございます。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） それに関連するんですが、温泉の従業員に関しては、資格とか何かそういう経験とかはないのかもしれないんですけども、その辺のところはどうなっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 山交さんと協議の中で、AEDの講習であったり、そういうことは、山交さんの責任の中で教育をしてくださいという契約にはなっております。ただ、そこでうちがそれをどの程度チェックをしているのかというと、ちょっとそこまでは及んでいないというのが実情でありますので、そこにつきましても、今後検討をする中で、進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと消費税の増税との関連についてお伺いしたいと思うんですけども、この30ページのところの基本的事項の中で、指定管理料はそれぞれ4期に分けて払いますよということですよね。この中には消費税及び地方消費税が含まれるということだ

と思います。それで、例えば4月から始めるとすれば、4月、5月、6月が第1・四半期、7、8、9が第2・四半期と。ところが当該の消費税増税は10月から始まります。ということは、第3・四半期から指定管理料が少し上がらなきゃいけないのか、この辺ちょっとお伺いしたいと思うんですよ。2%上がるということは、多分このサービスについても増税されるはずなんですけれども、この辺どうなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 今年度、指定管理を新たに進めるに当たりましては、契約時に税抜きでの契約を予定をしているところであります。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） じゃ、ちょっと逆に使用者、利用者のほうから考えてみます。

入浴料については消費税かかると思うんですよ。それに対してその料金アップとか、その消費税の増税に対するスライドとか、利用料、各施設の利用料というのはどんな形なんでしょう。そのままいくのかどうか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 現状、税込みでの利用料金の収受を行っておりますので、山梨交通さんとまだ本締結前でございますが、その料金のことについて、当然山交さんが支払う水道料等とかにも入ってきますんで、それについては当然手当てをしていくと。ただ、料金については、今のところ値上げをしたいという要望は出ておりません。仮に出てくれば、またそこで検討をして、最終的に決定をするということでございますが、現時点で今度の10月からというお話はいただいております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですね。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、議案第70号及び議案第72号の質疑を終了いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第70号 指定管理者の指定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

続いて、議案第72号 指定管理者の指定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第72号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

40分から再開します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

議案第76号 敷島小学校大規模改修工事（2工区）請負変更契約締結の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

石合総務課長。

○総務課長（石合雅史君） お疲れさまです。

議案第76号 敷島小学校大規模改修工事（2工区）請負変更契約締結の件につきまして、説明いたします。

議案書61ページ、議会資料は47ページになります。

本工事につきましては、本年2月13日に入札公告を行い、2月27日入札を執行し、中村建設・渡辺建設興業敷島小学校大規模改修工事（2工区）共同企業体が、1億4,700万円で落札いたしました。

入札の結果を受けまして、2月28日に仮契約を締結し、2月定例議会に追加議案として提出し、契約の締結について議決をいただいたところでございます。2月定例議会の際にもご説明いたしましたが、本年3月1日付で国土交通省公共工事設計労務単価が改定されました。改定の内容は、全職種単純平均で2.8%のアップでございます。

本工事は改定前の旧労務単価で積算されており、3月1日以降に契約が締結される工事契約にあっては、受注者は請負代金額の変更についての協議を請求できる旨の特例措置が設けられており、この特例措置に基づき、3月26日付で共同企業体の代表構成員である中村建設から、請負金額の変更についての請求が提出され、これを受理いたしました。

その後の工事の進捗に伴い、工事内容の変更及び労務単価改定分を合わせ、291万6,000円増の1億6,167万6,000円を変更後の請負金額とする仮契約を、10月22日付で締結いたしており、本議案の議会議決をもって変更後の本契約に移行することとなります。

なお、工期につきましては、当初の予定どおり、来年の3月15日を予定しております。

以上、敷島小学校大規模改修工事（2工区）の請負変更契約の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 質疑がないようでしたら、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今、国交省のほうからの労務単価の見直しという説明での請負金額の増という話だったですね、2.何%とか。これは、全工種というか各職種、全部一律2.何%というふうの提示ですか。職種によって違いますか。

○委員長（滝川美幸君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 全職種でございます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 何となくこの実情がわかっていないで、ただ実務的に国はそういうふうにしてきたような感じが受けます。

やっぱりもう少し、国からの指示だから、市もそれはそれに従って粛々とやるというのはわかるんですけども、やっぱり現実の調査とか、そういったことも、正直なところを言うと、私もその表は見ましたけれども、極端なところは、もう60%ぐらいしかないみたいな単価のところもありますので、非常に、何というか事務的過ぎるなという感じは、直感的に受けています。

人手不足は今後もますます大変になる。外国人の労働者の問題もいろいろ絡んでくるわけなんだけれども、現実には、今現状ですら、どこの現場に正体不明の外国人が幾らでも仕事をしているというような現実もありますので、やはりそのようなことが起きないようにするには、もっと適切なコストの研究みたいなものは、ここの甲斐市の部署ではできる部署がないという話なんだけれども、やっぱり将来的にはそういう方向も見据えた発注の仕方を考えないといけないと思うんだけど、総務部長、いかがでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 三井総務部長。

○総務部長（三井敏夫君） 斉藤議員さんのおっしゃっている意味は重々承知しているところでありまして、小規模な工事あるいは一般の工事で不適切な就労は、恐らく孫請等々になるうかと思いますが、あることは耳にしたことはございます。

市の発注工事につきましては、適正な入札契約等を行って、適正価格で発注をしておりますので、管理につきましては、その辺も含めた管理を適切に行っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員より質疑ありませんか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、議案第76号の質疑を終了いたします。

これより、議案第76号 敷島小学校大規模改修工事（2工区）請負変更契約締結の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第76号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第65号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、そのようにいたします。

初めに、総務課より、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費について説明をお願いいたします。

石合総務課長。

○総務課長（石合雅史君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

今議会に提出いたしました総務課関連の補正予算につきまして説明いたします。

補正予算説明資料10ページ、11ページになります。

今回の補正は、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、14の市有財産維持管理事業へ、工事請負費114万5,000円を増額いたすものでございます。

ことしの6月18日に発生した大阪北部地震後に実施いたしました市内公共施設のブロック塀等の強度調査の結果、改善を要する総務課所管の旧竜王保育園及び旧敷島保育園に設置してございますブロック塀について、塀の上部部分を切除し安全確保を図るための工事費用の補正となります。旧竜王保育園ブロック塀は、延長8メートルで民家に隣接、旧敷島保育園ブロック塀は、延長27.15メートルで通学路に接しております。ともにコンクリートブロック8段積みで、両施設とも上段3段目までを切除し強度を確保いたします。

以上、総務課の補正予算につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、総務課関係の質疑を終了いたします。

続いて、防災危機管理課より、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費及び5目災害対策費について説明をお願いいたします。

長谷川防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） お疲れさまです。

防災危機管理課より、12月補正につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

まず、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

01の常備消防負担金につきましては、319万5,000円を増額する補正をお願いするものでございます。常備消防負担金につきましては、例年この時期に基準財政需要額の確定に伴う補正をお願いしているところではありますが、今年度、甲府地区広域行政事務組合常備消防負担金につきまして289万1,000円を増額、峡北広域行政事務組合常備消防負担金につきましては30万4,000円を増額となる旨、甲府地区並びに峡北の広域行政事務組合からそれぞれ金額の提示がございましたので、補正をお願いするものでございます。

次に、その下になりますけれども、5目災害対策費の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

02の防災無線施設維持管理費につきまして、61万6,000円を増額をお願いするものでございます。防災行政無線の保守点検を8月下旬から9月下旬にかけて行ったところ、親局のバッテリー装置の交換が必要である旨の報告がございましたので、バッテリー装置の交換に要する費用につきまして補正をお願いするものでございます。

以上で説明のほうを終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ありませんか。

それでは、なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、防災危機管理課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

続いて、市民活動支援課より、2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費及び債務負担行為について説明をお願いいたします。

白神市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。

市民活動支援課から予算の補正をお願いするものでございます。

議案につきましては20ページ、21ページ、補正予算説明書は10ページ、11ページをお願いいたします。

なお、説明につきましては、補正予算説明書でさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費、02の市民温泉等維持管理事業につきまして、補正前の額8,147万2,000円に、補正額20万6,000円を増額し、補正後の額8,167万8,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、島上条3123番地に設置しております神明温泉志麻の湯の排水を下水道に接続するに当たりまして、敷地内の排水管の状況により、公設ます1基に加え私設ますを1基敷設する必要性が生じたことによる工事費の増額でございます。下水道本管敷設工事にあわせて実施することにより工事費用が削減できますので、私設ますの設置工事を30年度に実施し、31年度中に敷地内の接続工事を実施する予定となっております。

次に、債務負担行為に関する補正についてご説明をいたします。

議案につきましては23ページ、それから補正予算説明書につきましても23ページをお開きください。

説明につきましては、補正予算説明書でさせていただきます。

先ほど、条例等審査で説明させていただきました甲斐市民温泉及び双葉共同福祉施設、それから昨日の厚生環境常任委員会におきまして説明をさせていただきました志麻の里ことぶきセンターの指定管理について、協定を締結することに伴います債務負担行為でございます。

神明温泉志麻の湯及び志麻の里ことぶきセンターにつきましては5,178万9,000円、百楽泉及び甲斐市共同福祉施設につきましては8,499万6,000円、それから釜無川レクリエーションセンターにつきましては8,194万9,000円を指定管理料の限度といたしまして、平成31年4月1日から34年3月31日までの間、債務負担行為をお願いするものでございます。

先ほど説明のときに五味議員さんからご質問をいただいて、消費税の関係なんですけれども、ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど税抜きでというのは、あくまでこの年額を出すときに税抜きで計算しまして、31年度に関しては10月から8が10%、32、33年度につきましては最初から10%ということで計算した金額が、ここに載っている金額となっております。それを年度ごとに契約する中で4等分して支払いをするというような形になっておりましたので、その税抜きというのは、あくまで積算の状況では税抜きで、各々消費税を期間ごとに掛けて算出したということでございます。

以上で、説明は終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、市民活動支援課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

続いて、税務課より、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費及び2目賦課徴収費について説明をお願いいたします。

長田税務課長。

○税務課長（長田裕二君） お疲れさまでございます。

税務課より、補正予算につきまして説明をさせていただきます。

まず、平成30年度（12月）補正予算説明書10ページ、11ページをお願いします。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、10税務管理費（市民税）、市民税の4節共済費及び7節賃金において99万3,000円の増額補正と、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、10市民税賦課費の13節委託料において125万7,000円の減額補正を行うもので、補正予算の差し引き合計は26万4,000円の減額補正となります。

この2つの補正は関連がありますので、あわせて説明させていただきます。

まず、賦課徴収費の委託料については、確定申告書の出張入力業務として以前より委託契約を行ってきましたが、作業内容が入力業務のみとなっていることや、時間数の契約となっており、予算上契約時間に限りがあることなど、事務効率などを考え、この委託料を減額し、税務管理費の賃金等を増額した中で、1月から3月までの繁忙期に対応するための臨時職員を増員し、長期的に指導、育成を行う中で確実、迅速な事務処理体制を整えたいため、補正を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、税務課の平成30年度12月補正予算につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、税務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 05 分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、学校教育課、教育総務課の順で、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、2項小学校費、1目学校管理費及び3項中学校費、1目学校管理費について説明をお願いいたします。

内藤学校教育課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 大変お疲れさまでございます。

学校教育課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、9目教育費県補助金、5節教育総務費補助金に、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金としまして、68万2,000円の歳入を計上しております。

補正の理由につきましては、県では本年度から、市町村教育委員会が児童、生徒の学力向上に資する学力向上支援スタッフを小・中学校に配置した場合、報酬等の経費の3分の2の範囲内で補助金を交付する事業を実施しております。

本市が配置しております半日勤務の支援員、学校教育支援員1名がこの事業の対象となる学力向上支援スタッフとして認められ、報酬額の107万5,271円に対する補助金としまして、68万2,000円の交付決定がなされたため、今回補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算説明書18、19ページをお願いいたします。

今回の学力向上支援スタッフ配置事業費補助金につきましては、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、市単独学校教育支援員等配置事業費に充当し、68万2,000円の財源更生をあわせてお願いするものでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、引き続き、加藤教育総務課長。

加藤教育総務課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。

教育総務課関係の補正予算につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書は同じく18ページ、19ページでございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、1,387万7,000円の増額は、各小学校の維持運営費及び施設整備費の増額をお願いするものでございます。

03の竜王小学校費から13双葉小学校費までの工事請負費350万円を除く維持管理費の増額につきまして、ご説明をいたします。

11節需用費849万円の増額は、竜王、敷島地区の小学校にエアコンを設置をしたこと及びこの夏の酷暑に伴うエアコン使用量増加に伴う電気料の増額、プールの暑さ対策に伴う水の入れかえ及び保水に伴う水道料の増額、燃料単価の上昇に伴う灯油、ガス代の増額、また昨年度、双葉東小学校職員室の電話機を増設したことに伴いまして電話料が増加しているため、役務費12万円を増額するものでございます。

13の双葉西小学校費446万円のうち350万円は、15節工事請負費でございます。大阪北部地震を受けまして、市建築家協会による公共施設点検の結果、双葉西小学校のブロック塀は建築基準法不適合であったため、既存ブロック塀の上部を撤去しまして、フェンスに改修をするものでございます。

次に、14小学校施設整備費176万7,000円の増額につきましては、来年度の入学児童用及び破損による補充用としまして、机、椅子を購入をするものでございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費853万9,000円の増額につきましてご説明いたします。

補正予算説明書20、21ページをお願いいたします。

03竜王中学校費から06敷島中学校費までの各中学校費は維持運営費の増額で、内容につきましては、竜王、敷島地区の中学校にエアコンを設置したこと及びこの夏の酷暑に伴うエアコン使用量の増加に伴う電気料の増額、燃料単価の上昇に伴う灯油、ガス代の増額をお願いするものでございます。

また、04玉幡中学校におきましては、給食室の建てかえによりまして、エアコン、吸気換気設備が旧給食室よりも増加したことに伴う空調機器の増加に伴いまして、電気料が増加をしております。

それから、06敷島中学校費におきましては、漏水が発生をしております。これに伴いまして、水道料の増額200万円を計上させていただいております。既に漏水対策工事を終了いたしまして、甲府市上下水道局に水道料金の漏水減免の申請をしておりますが、今回の漏

水につきましては、受水槽から先の二次側での漏水でございました。原則、二次側での漏水は減免対象外となりますことから、増額をお願いするものでございます。

08中学校費、施設整備費27万9,000円の増額は、生徒用の机、椅子の破損に伴いまして、補充用の机、椅子を購入するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、学校管理費のほうで、需用費でエアコンの電気とか上昇ということで、これは大体、悪いね、ちょっとうっかりしちゃって、何度以上になってエアコン使用と、あれが前あったね。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 室内の温度で28度以上でエアコンを使用するという規定を設けております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 本当にことしは猛暑で、結構、毎日だったか。いつからこれ使用はしたんですか、電気を。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 気温が急上昇いたしました5月から使用を始めまして、10月まで使用しております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局ほとんど毎日5月から、夏休みは別にしても、5月から10月ごろどんどん使用したという状況ですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 使用日数を、では、ご説明をいたします。

小学校の平均の日数になりますが、5月につきましては0.5日、それから6月が9.2日、7月に入りましてふえてまいりまして15.7日、それから8月は減りまして7.5日、9月が12.5日、10月は2.6日という状況となっております。5月、10月はほとんど使っていない

ような状況でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局これも市や国のほうでは補助金つけて学校の施設へつけろという結構あれがあったんだよね。うちは早くにそれはやって施設にエアコンをつけたという、大変ある程度、いろんな意味で評価はできると思って。基本的にせっかくこれはつけたものだから、当然使って当たり前だし、子供たちが本当に素晴らしい環境の中で、学力を育むという事はいいことだと思うんで、余りその28度以上ということだったね。わかりました。ちょっと確認でしたので、すみません、よろしくお願ひします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 学校管理費の中の、先ほど双葉西小学校のブロック塀の話が出ました。これは、この補正予算が承認されればということなんでしょうけれども、いつごろ施工予定となるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 補正予算が通りましたら、なるべく早目に、入札がございしますので、入札完了後、契約を締結しまして、年度内の完成を目指すというような流れとなっております。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） そうですよ、これに通り次第、速やかにやってもらって、いつどうなるかわからないですからね。できるだけ措置をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一点、よろしいですかね。

○委員長（滝川美幸君） はい、有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 学校管理費の中学校の、先ほど敷島中学校の漏水の水道料の話がありましたよね。200万ぐらいという話でした。これはいつ気がついたんですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 夏前に漏水が見つかりまして、受水槽の工事完了後になるんですが、急激に漏水が発生し、メーターの使用水量が多いということで検針員さんから学校に連絡が入って、判明したというような状況でございます。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） その原因というか、その漏水の原因というのはどういうところにあったんですか。

○委員長（滝川美幸君） 伊藤係長。

○施設係長（伊藤達郎君） ちょうど体育館と校舎の間に管がありまして、それがかなり老朽化しておりまして、そこから漏水しておりました。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 敷島中学校に限らず、そういう施設の老朽化というのはどこでも通じる話なんでしょうけれども、そういうもののやっぱり点検も、どのようにされているのかよくわからないんですけれども、ぜひそういうこともやって、こういう無駄な出費がないように気をつけていただきたいと思います。

要望で結構です。よろしくお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 要望ということでお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 漏水がわかったというのは、大体水道は2カ月に1回チェックしますが、そういう間隔でわかったということですか。

○委員長（滝川美幸君） 伊藤係長。

○施設係長（伊藤達郎君） 8、9月分の2カ月分の検針のときにわかりました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに、委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） エアコンのことで、またお伺いしたいんですけれども、今期入れてエアコン稼働があったと、ですから電気料金も上がったと、補正に組んだということだと思うんですが、今度は冬の話になると思います。

今までは、例年だったらファンヒーターもしくはストーブですか、要するに灯油代がかかっていたと。今回からは、ことしの冬からは、多分寒いときはストーブを使って、それである程度暖かくなったらエアコンをつけると、要するに併用型、まずそのことを確認を

したい。何度ぐらいになったらばどうなのか。どういう併用の仕方をするのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） まず初めに室温ですが、17度以下で使用いたします。暖房につきましては、おっしゃいましたとおりFFの暖房を基本で使ってまいります。それで、暖まりまして、今度は逆に暑くなり過ぎることが出てまいりますので、そういうときにエアコンを使用し、併用をしていくということを前提としております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） そうすると、今までは灯油代でずっと1日かかっていたものが、今度は半分かどうかわからないですけれども、エアコンを併用するということになると、ある程度光熱費、全体にそれが例年と比べて上がるのか下がるのか。下がらなきゃ意味ないんですけども、その予想はつきますか。今から暖かい冬なのか、寒い冬なのかによって随分違うんですけれども、例年と比べてアバウトで構わないんですけれども、どう変わるんでしょうか。その辺をお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） まだエアコンを設置しまして初めての冬になりますので、実績がつかめておりませんので、難しいところとなりますが、今回、増額の補正をしてお願いをしておりますが、電気代につきましては、若干冬場も多少は使用量がふえることを前提としています。

それから、灯油代に関しましては燃料単価の上昇もありますので、その辺も見込みながら今回補正をお願いしているところでございます。

○議員（五味武彦君） はい、ありがとうございました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません。僕もエアコンのことなんですけれども、ことしを検証していただいて来年のほうにというふうになってくると思うんですけれども、エアコン、先ほど赤澤委員からもありましたけれども、28度になってからようやくエアコンをつけると。ただ予報ではもう最初から上がるよとわかっている段階であれば、ある程度気温が低いうち

からつけておけば、電気代が一気にそこで、がっとうがるということはないと思うんですね。だからそういった検証を、コンサルを入れるなり、いろいろ検討していただいて考えていただければと思うんですが、いかがですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 今、議員さんがおっしゃいましたとおり、実際の運用におきましては、28度を超える場合、超えることが予想される場合につきましては、早目の時間からエアコンを入れまして、特に最初のうちはそういう運用方法で段階的に入れるというような工夫がなされていなかったわけですが、一部の学校でそういう運用をしまして、電気代の上昇を抑える等の工夫をしておりました。それがわかりましたので、校長会等の場におきまして、こういう運用方法がありますよということで全学校に示しまして、運用の工夫をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに、傍聴議員。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 学力向上支援スタッフ配置事業なんですけれども、半日の支援員さんの方のものが3分の2、認められるということなんです、この事業は今後、例えばうち、甲斐市の場合には、支援員の制度というのはいすごいやっていますよね、30人以上いるわけなんですけれども、これ今後検討してもうずっとやっていってくれるのか、それとも人数、これ1名ですよね、1名分ですよね。この内容に該当すれば、何人でもやっているところにはしてくれるとか、そういうふうになっていくものなんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 今年度初めてこの事業をスタートしたわけですが、要綱等確認したところ、何年間というふうな決まりは、どうもございません。通常数年の継続の事業が多いものですから、私どもも数年の継続ではないかなというふうには考えております。

1名ということですが、やはり県のほうでも教育事務所管内に何人かの割り当てがあり、その中で、今回は学力に資する支援員ということで、新規採用の支援員に限るというふうな幾つかの条件がございまして、甲斐市の場合も1人ということが認められました。

引き続き、市のほうでは市単ということで継続配置はしてまいりたいと考えております。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） そうすると、新規の方をどこへどんな目的で、学力向上ということで
はやっていくのは、甲斐市としてはどうするんですか。

○委員長（滝川美幸君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 今、来年度の配置に向けまして、各学校からどのような要支
援のお子さんがあるのか、資料をいただいているところですけども、そういったものを参
考にしながら、今、42名の支援員さん、いらっしゃいますけれども、それぞれ複数配置が
できるように検討しております。

今回の事業については、新採用でないとこれに当たらないということでしたので、しかも
支援員さんは特別支援学級に入っている支援員さんもいらっしゃいます。一応、特別支援学
級の担任1人で8名まで見ると。児童、生徒8名までですので、1人で情緒障害あるいは知
的障害のお子さんを、担任1人というのはなかなか難しいという現状の中で、支援員さんが
入っております。そういう支援員さんと、通常学級にいるんだけど、発達障害のような
診断を受けたお子さんもいらっしゃるの、そういうところへ支援に入っている支援員さん
もいらっしゃいますし、特に診断はないんだけど、一斉学習ではちょっと難しいと、そ
ういったところで支援員さんが入っていますので、今回はその学力というふうなことで、県
のほうからも指示がありましたので、うちの該当は1名ということでした。

今後も限られた人数ですけども、有効活用ができるように学校とも連携してまいりたい
というふうに考えております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、学校教育課、教育総務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時27分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、秘書政策課より、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費及び繰越明許費について説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） お疲れさまでございます。

それでは、秘書政策課から、12月の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

予算科目2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、説明欄の03企画管理費であります
が、790万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

財源につきましては、一般財源となります。

内容につきましてご説明させていただきます。

平成28年3月に策定いたしました第2次甲斐市総合計画は、甲斐市まちづくり基本条例において、本市の長期展望を見据えた市政の推進に取り組みを示した最上位の計画として、前期の計画期間を平成28年から平成32年度までの5カ年計画で策定したところであります。

一方、国では、人口減少に立ち向かう対策といたしまして、平成26年12月に、まち・ひと・しごと創生法の制定により、平成27年を地方創生元年として位置づけ、人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行い、本市におきましても平成27年から平成31年を計画期間とする甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定のを行い、各施策に取り組んでまいりました。

しかし、これらの計画の進行管理におきまして、甲斐市総合計画審議会から、2つの計画は期間が異なり、施策の進捗管理などの効果検証において比較が困難であることから、計画期間などの統一のご意見をいただいたところであります。

また、国からも、第2次甲斐市総合計画との整合を図ることで、施策の分析や検証が行いやすいことから、2つの計画期間の統一を図り、施策や成果指標等を策定することが理想で望ましい意見もいただいたところでございます。

これによりまして、平成32年に終期を迎える総合計画の前期計画期間を1年前倒し、終期を平成31年度として、計画期間が異なる第2次総合計画の後期計画と次期総合戦略の計画期間を、平成32年から平成36年として、成果指標の設定など整合を図るため、今年度から一体的な計画策定を実施するものであります。

つきましては、2つの計画の検証、分析、見直し及び策定業務に取り組むため、両計画の検討期間を確保することからも、今年度から基礎調査、計画書作成業務を実施するため、増

額補正をお願いするものでございます。

なお、両計画策定に伴います業務内容の詳細等につきましては、次回の常任委員会から説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、繰越明許費について説明させていただきます。

補正予算説明書の22ページをお願いいたします。議案書につきましても22ページとなります。

予算科目2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、13節委託料でありまして、繰越明許費788万4,000円であります。

財源につきましては、一般財源であります。

内容につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、第2次甲斐市総合計画の後期計画及び次期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の2つの計画を一体的な策定に伴いまして、今年度から基礎調査及び策定業務を行います。年度内の完成が困難なため、翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） いいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を行います。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今回の総合計画とのことなただけけれども、それについては総合計画審議会のところ、まち・ひと・しごと総合戦略との年度の調整というか、そういうところを管理しやすいために一体化してやるという趣旨でいいのかな、そこ。そういうことですか。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 一つ目は、1年ずれていることから、総合計画審議会の、要するに審査の中において統一を図ったほうが理解しやすいというご意見をいただいております。

そのほか、国では、次期の総合戦略の見直しの検討を図っていく中で、我々も内閣府のほうに確認をいたしましたら、やはり甲斐市の第2次総合計画の中で、戦略プロジェクトということで総合戦略も位置づけをされていますので、計画期間を統一したほうがよいというご意見もいただいたことから、今回計画の策定期間を確保することも含めまして、補正予算をお願いし、今年度から事業着手をお願いするものであります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そのことについては、総合計画、これ、さっきの説明にあったように、甲斐市の最上位計画ですよ、総合計画というのは。その中身の変更をするのに、補正予算が通ってからその中身を説明するというのも、ちょっとおかしいのじゃないかと思えます。

だから、一応そういう審議会が出て、そこで予算計上するんであれば、もっと事前にかえる経過とかそういうものをちゃんと説明していただいて、補正予算に計上するというような流れでないと、これはちょっと順序が違うんじゃないかなというふうに思うんだけど、その辺はどういうことかな。ちょっと理解できない。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） おっしゃるとおりだと思います。

我々も当初の、来年の31年において、総合戦略の見直しの予算計上を考えておりました。それで、その中で、当初予算の前に説明を申し上げるべきだったんですが、先ほど説明いたしました、ちょっと国との中で、統一したほうがいいという話を受けたものですから、まず先般の委員会で、ちょっと1年前倒すよということを口頭でありましたが、お話しさせていただく中で、内容につきましては、今ある計画の見直しでありますので、今後の常任委員会において中身を確認して策定していくという内容ですので、ちょっと先行しての予算の要求になってしまいますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員から質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、秘書政策課関係の質疑を終了いたします。

続いて、企画財政課より、13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費について説

明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課が所管いたします歳出の補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算説明書の20、21ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございます。

これは今回の補正予算に伴う歳入歳出の差し引き額6億7,452万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。この積み立てによりまして、現時点での財政調整基金の平成30年度末現在高は、41億2,219万7,000円となる見込みでございます。

以上、歳出についてご説明申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、企画財政課関係の質疑を終了し、以上で歳出の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、歳入について行います。

税務課、企画財政課の順で、1款市税から21款市債まで、一括で説明をお願いいたします。

長田税務課長。

○税務課長（長田裕二君） お疲れさまでございます。

税務課より、市税に係る補正予算につきましてご説明させていただきます。

お手元の平成30年度（12月）補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いします。

まず、市税の歳入全体の説明になりますが、1款の市税としまして、当初予算額85億7,307万5,000円に補正額1億円を増額しまして、市税の総額を86億7,307万5,000円とするものでございます。

1項市民税ですが、増額補正により総額を43億3,752万9,000円とし、内訳としまして1目個人、1節現年課税分の所得割額につきまして、増額補正により個人の総額を39億9,148万円とするものでございます。この個人住民税の増額補正につきましては、本年10月末時点の調定額に収納率を乗じて得た金額が、当初予算より1億500万円ほど増額となるため、増額補正を行うものでございます。この状況といたしましては、昨年11月の内閣府発表の月例経済報告にもありますように、景気は穏やかな回復基調が続いたことにより、全般的に個人の所得が上がったことなどが考えられるものであります。

以上、簡単ではございますが、税務課の平成30年度12月補正につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 続きまして、私のほうから、14款国庫支出金以降を説明させていただきます。

各課から歳出にあわせまして歳入の説明もあったと思いますので、簡単に説明させていただきます。

補正予算説明書は同じく6ページ、7ページでございます。

初めに、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、7,063万1,000円の増額でございます。障害者自立支援医療費負担金250万円、障害者自立支援給付費負担金6,813万1,000円につきましては、歳出において、障害者自立支援医療費及び給付費の増加に伴い増額いたしましたそれぞれ2分の1を国庫負担金として見込み、計上するものでございます。

次に、2節児童福祉費負担金3,045万5,000円の増額につきましては、人事院勧告による公定価格単価の上昇及び処遇改善等加算Ⅱの申請施設の増加により、市外の公立、私立保育所に入所する甲斐市の園児に係る負担金の決算見込みが増となることから、増額いたしまし

た。広域保育所事業及び市内外の認定こども園等に在園する未満児の増加、公定価格単価の上昇及び処遇改善等加算Ⅱの申請施設の増加により、運営費の決算見込みが増となることから増額いたしました。認定こども園等事業の財源といたしまして、2分の1となります教育・保育給付費負担金を計上するものでございます。

次に、6節生活保護費負担金5,525万8,000円の増額につきましては、決算見込みによる生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費の増加に伴い、生活保護費の扶助費に増額計上いたしました7,367万8,000円の4分の3となります生活保護費負担金を計上するものでございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金89万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、まず、地域子ども・子育て支援事業交付金11万1,000円につきましては、次世代育成支援対策事業における子育て短期支援事業の利用者数、利用頻度増加による増額分、特別保育事業、竜王西保育園費において実施している地域子ども・子育て支援事業の基準額の増額に伴い、委託料、指定管理料が増額となるため、その財源として3分の1を計上するものでございます。

次に、保育対策総合支援事業費補助金78万3,000円につきましては、賃貸物件を利用した小規模保育事業として31年4月に甲斐市篠原に開所予定である仮称ひよこ保育園が行う施設改修の財源といたしまして、国から事業者の事業費に対し2分の1が補助されるため、計上するものでございます。

次に、7目土木費国庫補助金、4節都市計画費補助金994万円の減額につきましては、塩崎駅周辺整備事業の財源である地方創生道整備推進交付金の交付決定に伴い減額するものでございます。

次に、15款県支出金でございます。1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金3,531万5,000円の増額につきましては、国庫負担金と同様に、障害者自立支援医療費及び給付費の財源といたしまして、それぞれ4分の1となります障害者自立支援医療費負担金125万円、障害者自立支援給付費負担金3,406万5,000円を計上するものでございます。

2節児童福祉費負担金1,522万7,000円の増額につきましては、国庫負担金と同様に広域保育所事業、認定こども園等事業の財源といたしまして、4分の1となります教育・保育給付費負担金を計上するものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金419万7,000円の増額でございます。内訳といたしまして、まず、地域子ども・子育て支援事業交付金11万1,000

円につきましては、国庫補助金と同様に、次世代育成支援対策事業及び特別保育事業、竜王西保育園費の増額補正に伴う財源として、県補助金となる3分の1を計上するものでございます。

次に、教育・保育給付費地方単独費用補助金408万6,000円につきましては、認定こども園等事業の増額補正に伴う財源として、地方単独費用補助金を計上するものでございます。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金375万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして農地集積集約化対策事業費補助金334万3,000円につきましては、機構借受農地整備事業において、3件の追加要望があったことに伴い、工事費が394万3,000円増額となりますが、地域集積協力金については、決算見込みに伴い、60万円の減額となります。これらは全額県補助金であるため、合計といたしまして334万3,000円を計上するものでございます。

次に、山梨農業農村総合支援事業費補助金40万9,000円につきましては、農事組合法人ゆうのう敷島が購入する梅漬けの真空包装機及びショーケースの購入費の2分の1が県から交付されますので、市が県補助金を受け、同額を農事組合法人ゆうのう敷島に補助金として交付するために計上するものでございます。

次に、9目教育費県補助金、5節教育総務費補助金68万2,000円の増額につきましては、半日勤務の学力向上支援スタッフに対する県補助金としまして、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金の交付決定がありましたので、歳入に計上し、市単独学校教育支援員等配置事業において財源構成するものであります。

次に、3項委託金、2目民生費委託金、2節生活保護費委託金4万円の増額でございます。これは、本年度から県から委託されて実施しております生活保護受給世帯の家計調査が1世帯増となったことに伴う生活保護総務費を増額計上いたしましたが、この調査に要する経費は全額県から交付されるため、歳出予算計上額と同額を計上するものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

次に、17款寄附金でございます。1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務費寄附金50万円の増額につきましては、甲府市在住の方から本市の子育て支援、猫の避妊去勢手術費補助金に役立てていただきたいとのことで、寄附金の申し込みがありましたので、歳入に計上し、子供医療費助成事業と犬猫不妊去勢手術助成事業において、財源更生するものでございます。

次に、18款繰入金でございます。2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、

1 節介護保険特別会計繰入金1,753万3,000円の増額につきましては、平成29年度介護保険特別会計への繰入金について、決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものでございます。

次に、11目後期高齢者医療特別会計繰入金、1 節後期高齢者医療特別会計繰入金につきましても、同様に、平成29年度後期高齢者医療特別会計への繰入金について、決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものでございます。

次に、19款繰越金でございます。1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金7億6,558万7,000円の増額につきましては、平成29年度決算に基づき確定しました決算剰余金11億6,558万7,000円のうち、当初予算計上分の4億円を除いた額を計上するものでございます。

次に、20款諸収入でございます。5 項雑入、3 目過年度収入、1 節社会福祉費負担金過年度収入2,209万7,000円の増額につきましては、平成29年度生活保護費国庫負担金及び障害児通所給付費国庫負担金の確定に伴い、不足分が交付されますので、計上するものでございます。

次に、5 節介護保険負担金過年度収入9,000円の増額につきましては、平成29年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国庫負担金及び県負担金の不足分が交付されますので、計上するものでございます。

次に、21款市債でございます。1 項市債、12目合併特例債、1 節合併特例債940万円につきましては、塩崎駅周辺整備事業の財源である地方創生道整備交付金が、交付決定に伴い、減額となるため、合併特例債を増額するものでございます。

地方債現在高見込みに関する調書について説明いたしますので、24ページをお開き願います。

表の一番下の行が合計でございます。中ほどの起債見込み額の列にございますとおり、今回の補正で940万円を増額いたしますと、本年度の起債の発行見込額は27億8,574万円となり、一番右の列にございますとおり、平成30年度末の現在高は249億5,406万8,000円となる見込みでございます。

以上、歳入についてご説明いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） これは長田課長に聞きたいんですけれども、7ページの所得割額が1億円プラスになったと、生活が豊かになったのかどうなのか、景気がよくなったのだとかわかるんですけれども、ちょっと具体的に、普通、例えば年金生活者とか、非課税者も含めてなんでしょうけれども、低所得者はそんなに変わりがないと思うんですよ。ということは中、もしくは高所得者がふえて、その分がリンクされたのか。そのクラス別というの、そういう分析というのはあるんですか。どの層がどうなのかという、余り私なんかは景気がいいとは思っていないんですけれども、世の中はそうではないような、この数字を見ているとそんな感じがするんですが、いかがですか。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 所得のクラス別の分けは、ちょっと資料として持っていないんですけれども、ここに平成30年と平成29年度の10月1日現在の調定額の比較をした表があるんですけれども、それによりますと、まず、普通徴収、平成29年度が6億456万3,400円、平成30年度が6億6,434万1,000円、これですと、29と30年の10月1日現在を比較しても5,900万。それで特別徴収です。29年度が24億9,557万4,300円、30年度の10月1日の調定額が25億5,967万400円、それで増減が6,400万ほどあります。普通徴収と特別徴収ですので、特別徴収はご承知のとおり会社、法人。会社のほうで徴収いただいている税ですので、やはり全般的に所得がふえていますので、税額もちよっとふえているということは、今持っている資料の中では言えるんですけれども、今、五味議員がお尋ねの階層別という資料はちよっと今持ち合わせがありませんので、ちよっとお答えはできません。申しわけありません。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それを分析するのがいいのかどうか、これはちよっとわかりません。ただ、金持ちはどんどん金持ちになるよなとか、簡単に、低い人は低いままだなど、要するに世の中の情勢がこういうことで判断されるのかなということなので、ここまでにしておきます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかに、傍聴議員よりありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、歳入の質疑を終了し、質疑を終わります。

これより、議案第65号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第65号を終わります。

これで、補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議ご苦労さまでございました。

最後に、その他を行います。

委員より、その他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

事務局より何かありますか。

興石係長。

○書記（興石文明君） 次回1月の常任委員会の予定になりますけれども、1月10日木曜日午後1時30分から予定をしておりますので、よろしくお願ひします。1月10日木曜日午後1時30分です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（滝川美幸君） ほかになければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時58分